

コロナ禍通して北海道議会を思う 道議会基本条例を生かした改革を

コロナ禍で延びのびなっていた元道議クラブの役員が七月末にあって、新築になった道議舍に初めて足を運んだ。ひと頃の財政危機は脱したとはいえ、未だ全国最悪の状況にある中で多額の建設費を投じて建設された新議事堂である。果たして、それに相応しい活発な議会議論が展開され、道民の負託に応える議会改革が実行されているのか。天井に輝く七光星を眺めながら、かつて議席を得ていた者として道議会のあり様に無関心であってはいけないなあと考えた。そこで、改めて「北海道議会基本条例」(以下、基本条例と略す)を読み返してみた。

基本条例はその前文で、「北海道において、地方自治を更に発展させ」「分権型社会を実現していくため」「道州制を展望したあるべき議会の姿を追求し」と、道議会としての決意を高らかに宣言している。道州制特区推進法が施行されて一四年経過したが、この法の唯一の対象区域である本道においてどれほどの権限等の移譲が実現し、いかなる分権型社会が形づくられようとしているのか。全くお寒いかぎりと言わざるを得ないのが現状であろう。分権改革は未完のままである。にもかかわらず、全国で唯一の「道州制」という冠がついた調査特別委員会はいつのまにか、人口問題

と分権改革を一緒にしたへんてこりんな委員会に衣替えしている。

基本条例では、「(道民意思等)を道政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くす」(第一条)ことが基本理念として明記されている。議舍庁舎の建て替えを巡っては、各会派代表者による検討の協議会が設置され、多年にわたって議論されてきた。しかし、この協議会是非公開で、道民の意思等を反映させるための仕組みが公平な形で十分に担保されてきたとは言えないのではないだろうか。これが道議会に対する道民の不満、不信につながっているとしたら残念でならない。

北海道には、栗山町議会など先駆的な取り組みがある。基本条例を理念条例に留め置かないで、「北海道にふさわしい真の地方自治の実現を図るため、不漸の改革を推進する」(第二条)より具体性を持った「最高規範」へと改正・進化させていくことが必要なのではないか。

世界はいま、コロナ禍真っ只中にある。未知のウイルスと戦うには、確かに科学的知見に基づいた対策を果敢に実行することが求められる。そんな中、鈴木知事は五月の補正予算で、「緊急」を理由に四八億円の専決処分を行った。基本条例では、「道政上の課題等に的確かつ機動的に対応す

るため適宜開会するなど、年間を通じた議会運営に努める」(第五条三項)ことを議会の使命としている。これは「緊急事態」が発生すれば直ちに臨時議会を開き、その対応に当たることを自らに課し、道民に約束したものである。地方自治の二元代表制のもとでは、議会の首長に対する監視は重要な権能であり、責務だ。今回の専決処分の対応は、これらの機能を軽視したものでなかったのかとの疑義がどうしても拭えない。

また、「北海道議会会議規則」では、「緊急を要する場合は、協議会等の場を議長が設けることができる」と定めている(第一二五条)。つまり、各会派会長会議を開いて、「災害等」議会全体としての対応に関すること(要綱第三条)を協議することができるのだ。知事は独自の緊急事態宣言の発出と補正予算の専決処分に当たり、少なくとも事前に各会派会長会議に諮るなどの説明を踏むべきだったのではないか。当然のこと議長はそれを求めるべきだった。基本条例、規則等の形骸化がすすんでいることに強い危機感を覚える。

筆者が道議会に籍を置いていた時代にもいくつかの危機に直面している。北海道拓殖銀行の経営破綻、有珠山噴火、牛海綿状脳症(BSE)などである。これらへの危機対応は、情報公開や政策評価などの道政改革と並行してすすめられ、「北海道行政基本条例」へと結実した。道議会基本条例もこれらの諸改革に呼応するものであった。コロナ禍の危機にあって、過去の教訓をいま一度想起し、議員諸氏が道民の声と真摯に向き合い、議会改革に取り組んでくれることを切に期待する。

へさの のりみち・元北海道議会議員